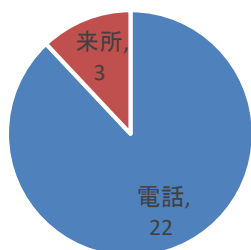


1 成年後見あんしん生活創造事業(※)による報告等 ※青梅市社会福祉協議会への委託事業

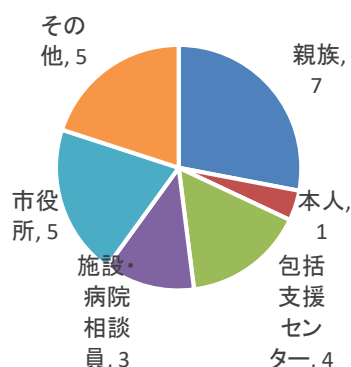
(1) 成年後見関連相談状況状況(令和6年1月～3月)

初回相談形態(件)			相談者(人)			内容(件)		
電話	22	88.0%	親族	7	28.0%	制度全般	17	68.0%
来所	3	12.0%	本人	1	4.0%	申立	1	4.0%
メール	0	0	包括支援センター	4	16.0%	今後の支援	7	28.0%
25			施設・病院相談員	3	12.0%	後見人・保佐人	0	0.0%
			市役所	5	20.0%	その他	0	0.0%
			その他	5	20.0%	25		
			25					

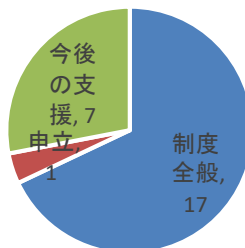
初回相談形態(件)



相談者(人)



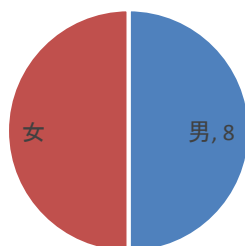
内容(件)



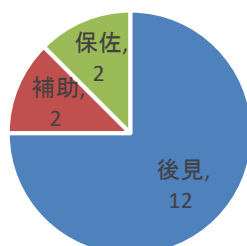
(2) 法人後見受任状況(令和6年3月31日現在)

被後見人(人)			後見累計(件)			原因障がい(人)			後見受任の経緯(件)		
男	8	50.0%	後見	12	75.0%	認知症高齢者	14	87.5%	首長申立	10	62.5%
女	8	50.0%	補助	2	12.5%	精神障がい者	2	12.5%	地権事業利用者首長申立	6	37.5%
16			保佐	2	12.5%	16			16		
			16								

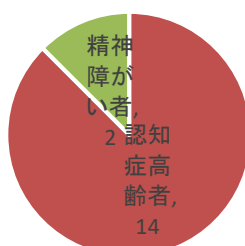
被後見人(人)



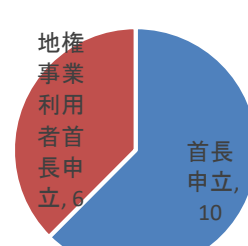
後見累計(件)



原因障がい(人)



後見受任の経緯(件)



終了3件

男性、後見、認知症高齢者、首長申立案件

女性、後見、認知症高齢者、首長申立案件

男性、後見、精神障がい者、地権事業利用者首長申立案件

令和5年度支援検討会議おうめ 検討案件一覧

開催日	検討内容	意見	方針	検討後の経過
2月8日	精神障がいをお持ちの方の成年後見制度利用について	・本人の意向の確認はできるか？ →厳しい。 ・自宅は今どうなっている？ →持ち家のマンションがあったが、次兄が処分の手続きをした。 ・今の金銭管理は？ →病院がカードで出金している。	病院側でより詳しく本人状況を調べ、改めて会議にかける。	3月4日の支援検討会議にかける。
	精神障がいをお持ちの方の成年後見制度利用について	・本人字は読めるのか？ →読めるが、内容の理解あるかはわからない。 ・今の病院に住所を変えられないのか？ →病院に確認する。 ・本人申立なのはなぜか？ →病院が本人申し立てできると判断した。厳しいようだったら首長申し立てとする。	本人申立て、社会福祉士を候補者とする。	2月8日本人申立てでなく、首長申し立てとの連絡を受けた。 2月9日市高齢者支援課へ病院より首長申し立て申請あり。
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・ショートステイは措置入所？ →長男が契約した。長男亡くなり、本入所ができない。 ・戸建の家は誰のものか？→本人。 ・もう一人の子供はいるのか？ →調査中の為、不明。 ・認知症以外に持病はあるのか？ →高血圧、足腰弱いため車いす使用。	首長申し立てで、社会福祉士を候補者とする。	3月1日高齢者支援課担当者から、候補者は内定し親族調査終了。診断書作成を医師へ依頼中で本人の財産も調査中。
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・深く調べることはできない？ →包括は在宅でないと対応不可だが、前に本人同行で家に入ることはあった。 ・本人車いすで家に入ることは厳しい？ →病院の見立てでは厳しい。 ・キャッシュカードから金融機関はわかる？ →わかると思うので、調べる。	より深く調べ、改めて会議にかける。	3月4日の支援検討会議にかける。
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・入院する前の暮らしは？ →市営住宅で友人に助けてもらい、介護サービスを受けていた。 ・いつから友人が金銭管理している？ →R3.12月から。友人が管理してから貯まるようになってきた。使い込む様子は見られていない。	首長申し立てで、社協を候補者とする。	3/27担当ケースワーカーと社協職員が本人と面会。今後、社協が法人として後見人になる予定であることをお伝えしたところ、よろしく願いますとの返事あり。歩行は自立、その場での受け答えもスムーズであった。
3月4日	身障3級をお持ちの方の成年後見制度利用について	・いつから現施設に入所？ →昨年2月末から支援している。 ・知人とはどういう経緯でつながった？ →本人より住まわせてくれるからとのことで連絡を取り合ったことが始まり。 ・本人の意思をしっかりと確認したい、骨伝導を利用するのはどうか？ →本人のこだわり強く嫌がると思われる。 ・推定相続人は今のところいない？ →現在調査中。	首長申立て、司法書士を候補者とする。	待機中
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・部屋はどのような状態だったか？ →乱雑な状態だった。 ・固定資産税などは引き落としとなっている？ →固定資産税は請求書があり、払っていた。保険料は、滞納の催促状がなかったため、おそらく払えていると思われる。	首長申立て、社会福祉士を候補者とする。	4/8 高齢者支援課 担当職員より 本人の住民票、診断書などは用意した。親族の同意はまだ返事が来ていないため、できていない。後見人はまだ決まっていない。

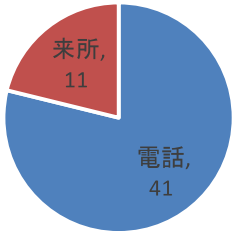
開催日	検討内容	意見	方針	検討後の経過
3月4日	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・ 類型的にはどの程度か？ → 保佐の見立てとなっている。 ・ 自宅は本人の所有か？ → 本人の所有。親が亡くなったときに本人が相続した。 ・ 在宅生活は可能か？ → 今のところは大丈夫。炊飯はできているがガスは止めている。 ・ ADLの程度は？ → 腰痛あるが、歩くよりは自転車の方が楽とのことで移動に自転車を使うくらいの能力はある。	首長申立て、社協を候補者とする。	3/29 包括すえひろより 首長申し立ての書類を用意し、ご家族にも最終確認をとる。その後市へ首長申し立ての書類を提出する。 4/4 包括すえひろより 親族へ確認取れたため、市へ首長申し立ての書類を提出。
	精神障がいをお持ちの方の成年後見制度利用について	・ 親族申立はできない？ → 唯一つなっていた次兄と連絡が取れなくなった。首長が望ましい。 ・ 生保廃止になったら返還発生する？ → 不明。 ・ 内科的治療は必要か？ → 糖尿病の治療中。 ・ 入院中は生保継続か？ → 現在の病院ならば継続と思われる。転院した際は不明。	首長申立て、社会福祉士を候補者とする。	4/8 担当CWより 3月末に病院相談員より電話あり、保佐申し立てで手続き完了したとの連絡を受けた。

1 成年後見あんしん生活創造事業(※)による報告等
※青梅市社会福祉協議会への委託事業

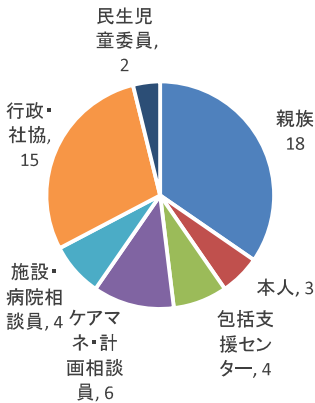
(1) 成年後見関連相談状況(令和6年4月～7月)

初回相談形態(件)			相談者(人)			内容(件)		
電話	41	78.8%	親族	18	34.6%	制度利用申立	28	53.8%
来所	11	21.2%	本人	3	5.8%	相続	3	5.8%
メール	0	0	包括支援センター	4	7.7%	今後の支援	18	34.6%
訪問	0	0	ケアマネ・計画相談員	6	11.5%	その他	3	5.8%
52			施設・病院相談員	4	7.7%	52		
			行政・社協	15	28.9%			
			民生児童委員	2	3.8%			
			52					

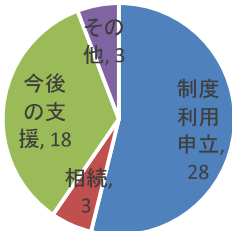
初回相談形態(件)



相談者(人)



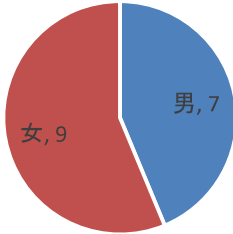
内容(件)



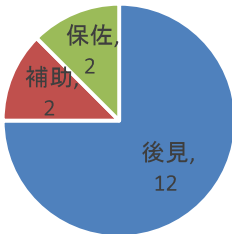
(2) 法人後見受任状況(令和6年7月31日現在)

被後見人(人)			後見累計(件)			原因障がい(人)			後見受任の経緯(件)		
男	7	43.8%	後見	12	75.0%	認知症高齢者	13	81.3%	首長申立	11	68.8%
女	9	56.2%	補助	2	12.5%	高齢者	1	6.2%	地権事業利用者首長申立	5	31.2%
16			保佐	2	12.5%	精神障がい者	2	12.5%	16		
			16			16					

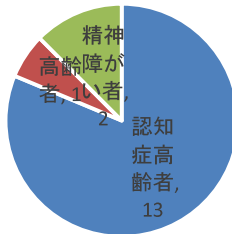
被後見人(人)



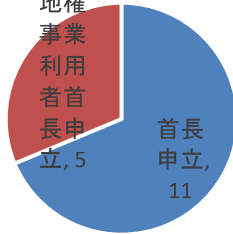
後見累計(件)



原因障がい(人)



後見受任の経緯(件)



終了1件(男性、後見、認知症高齢者、地権事業利用者首長申立案件)

令和6年度支援検討会議おうめ 検討案件一覧

開催日	検討内容	意見	方針	検討後の経過
4月11日	精神障害をお持ちの方の成年後見制度利用について	・類型の見立ては？→主治医の見立てでは、後見相当とはいえない。 ・お金の管理はどのようにしている？→弟が管理。通帳を預かり、支払うお金は支払って、残ったお金を本人に渡している。 ・借金はあるか？→返済済 ・本人は入院が必要か？→主治医の推薦書あるが保留中 ・入院の契約などは弟はできる？→契約書等の記入は可能、遠くの病院にすぐ駆けつけるようなことはできない。	本人を入院につなげ、体の状態を改善させても後見が必要なのかを見極める。後見が必要となった場合、本人へ後見制度の説明をして納得して頂く。	5/13 担当CWより本人4/26から医療保護入院となった。在宅復帰は困難なため、施設入所の方で動くとのこと。
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・相続財産はどのくらいあるか？→約178万円。相続人が4人おり、その中の一人が遺産を相続する。 ・相続した場合、生保は外れる？→遺産はそのまま市へ返還されるため、外れない。 ・退院の見込みは？→夜寝ないで大声をあげてしまうため施設受入れは困難。今後入院を継続する。	首長申し立てで、社会福祉士を候補者とする。	4/30 候補者決定
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・サインなどは本人できるのか？→自分の名前をサインすることはできる。 ・負債はどこからの物か？→知人からの借金で、知人が弁護士に取り立てを依頼した。	市高齢者支援課より西東京市へ首長申し立てを依頼する。	4/26 本人が入所していた施設の施設長より本人死亡したとの連絡あり
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・妻が生保を単体で受け取ることはできる？→婚姻関係が続いているため、できない。 ・保護費は負債にも出るか？→保護費は出ない。 ・境界層は使えそうか？→使えると思われる。 ・なぜ住宅ローンが組めた？→妻は本人の建築会社の取締役だったため組めたと思われる。	首長申し立てで、第1候補が社会福祉士、第2候補が司法書士、第3候補が法人とする。	7/17社会福祉士と司法書士ともに候補者見つからず、社協が法人として候補者事情説明書を青梅市へ提出。
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・マンションの維持費は？→月2万7000円くらい。 ・本人の年金額で非課税になるか？→非課税か課税かの微妙なラインまた改めて調べる。	首長申し立てで、司法書士を候補者とする。	5/14 包括すえひろ担当者より息子と話せていない。何とか接触しようとしている。
5月15日	精神障害をお持ちの方の成年後見制度利用について	・精神障害の診断名は？知的には障害はあるか？→統合失調症の診断がある。知的障害は確認されていないが、検査を継続し、調査していく。 ・退院後はどこへ行くか本人はどう考えている？→ある程度施設に行くことは肯定している。しかし、自宅へ戻る願望はある。	親族申立て、社会福祉士を候補者とする。	6/17 候補者決定
	精神障害をお持ちの方の成年後見制度利用について	・退院の話はあるか？→話はない。本人は死ぬまで退院したくないと話す。 ・住民票の住所はどこか？→病院になっている。 ・将来的には生保となる？→そうなると思われる。 ・後見制度が必要に迫られた部分は？→金銭管理	今回は制度利用の必要はないとの判断。再度病院内で検討して頂く。それでも必要となったら改めて連絡を頂く。	6/11 病院相談員より。医師に確認したところ、後見人をつけたいという意向が見られている。とのことだった。

開催日	検討内容	意見	方針	検討後の経過
6月13日	精神科病院入院患者の成年後見制度利用について	・今後どのような動きが予測される？→転院または施設入所が考えられる。 ・H17医療保護入院の同意は？→当時存命だった母が行った。 ・現在の医療同意者は？→不在。本人同意可能。 ・妹の関わりはあるか？→拒否あり。 ・後見開始する必要がある。	首長申し立てで、司法書士を候補者とする。	7/16 進展なし。本人の状況も変わらず。
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・後見類型は誰の見立てか？→弟の見立てである。 ・利用している介護サービスは？→訪問リハ、言語聴覚士が週1回、他福祉用具でベッドを入れている。 ・日中の生活は？→普通の生活が送れている。買い物にも行く。ただ腰からプレートを入れているので座れない。高次脳機能がある。 ・本人に制度の説明は？→弟夫婦がしている。 ・本人は弟が管理していることへの理解はあるか？ →できている。ただ不動産や知人など皆にお金は取られたと言っている。弟が通帳を預かっているだけだよ、と話したらそれから言わなくなった。 ・今後、後見がついた際にコミュニケーションどうする？ →言語は難しい、書面の方が良い。	首長申し立てで、司法書士を候補者とする。	6/27 弟夫婦、市生活福祉課職員とともに本人へ後見制度説明、利用の同意が得られた。 6/28 首長申立申請を社協から行う。
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・いつから介護サービスを受けていたのか？→R5.12退院後から開始。当時は認知面しっかりとっていた。 ・債務整理はできているのか？負債額と返済方法は？→不明 ・なま。破産管財人の審査がうまくいかなかった。 ・負債はどのように調べるのか？→法テラスを利用して弁護士に問い合わせる。	首長申し立てで、社会福祉協議会を候補者とする。	7/16 入院先の病院相談員が本人情報シートを記入し市へ提出済み
	認知症高齢者の成年後見制度利用について	・類型の見立ては？→後見相当。 ・福祉サービス利用はあるか？→自分には必要ないと本人拒否で利用していない。契約能力も不明。受診も行けていない。	首長申し立てで、社会福祉士を候補者とする。	7/16待機中。かかり付け医師がいないため弟のかかり付け医師に診断書を書いてもらえないか医療相談員に相談中。
	精神障害をお持ちの方の成年後見制度利用について	・生活歴は？→小中学校は通っていない。服薬管理不可。 ・受診は？→タクシーで姉が本人を連れて行く。仲はよい。 ・今は弟が姉を心配している。 ・お金はどうしている？→銀行に行っても記帳してないから 使途不明。 ・類型の見立ては？→医者の見立てでは補佐。認知面での能力低下はなさそう。 ・易怒性はあるのか？→特にない。穏やかな性格。 ・土地や建物の払い込みは？→土地は借り上げ、建物については払い済み。所有者は姉。 ・生活費は姉が使い弟には蓄えて貯金している。	首長申し立てで、社会福祉士を候補者とする。	7/16待機中。

開催日	検討内容	意見	方針	検討後の経過
7月17日	療養型病院入院中の認知症高齢者の成年後見制度利用について	・義弟が金銭管理しているとのことだが、どのように出金しているのか？→詳細は不明だが、恐らくキャッシュカード使用によるものと思われる。 ・妻はいつ亡くなったのか、相続手続きは完了しているのか ・障害者控除は現状の要介護2でも対象になる場合がある。区変申請中とのことだが、今の段階でとりあえず障害者控除の申請をしてもよいのではないか。	首長申し立てで、第1候補が社会福祉士、第2候補が司法書士、どちらも候補者がいなければ家裁一任とする。	8/7 待機中。
	入院中の認知症高齢者の成年後見制度利用について	・元夫は青梅市内ににいるのか？ →青梅市内ではないらしいが、以前入院していた病院へはよく面会に行っていた。 ・元夫は面会に来ていたのか？ →来ていた。甥が呼んだのではない。当初は関係性も悪くはなかったが、保険金の話が出た所で陰悪になっていった。 ・生保は継続でいくのか？ →そのつもりです。	首長申し立てで、社会福祉士を候補者とする。	8/8 待機中。
	特別養護老人ホーム入所者の成年後見制度利用について	・本人の兄弟で早く亡くなっている方は？ →長女が生まれて1歳で亡くなっている。 ・生活保護はいつから？ →H27年に1回受けている。2回目がR5年の8/17より受けている。 ・以前に生保が廃止になった理由は？ →調べてみないとわからないが、収入が増えたのではないのか？ ・預金があれば生活保護は続くか？ →続く。 ・甥は管理している本人通帳を渡してくれるのか？ →早く渡したいと考えている。 ・甥が預かっている本人の財産は？ →通帳のみ。 ・入所は継続予定か？ →継続予定だが、本人の体調が不安定なため、入院する恐れがある。	首長申し立てで、司法書士を候補者とする。	8/9 待機中。